

公益社団法人山形県看護協会

「備品貸出規則」

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人山形県看護協会（以下「県看護協会」という）において備品の貸出しについて必要な事項を定め、県看護協会会員および県民の健康保持、増進に対する意識の向上に寄与することを目的とする。

(貸出備品)

第2条 貸出備品は、別紙「備品借用申込書」(A) 及び (B) における貸出備品とする。

(貸出基準)

第3条 県民の健康づくり、健康推進イベントなどでの使用とし、営利目的でないもの

(借用について)

第4条 「備品借用申込書」に必要事項を記入し、県看護協会に提出すること。

第5条 県看護協会会員でない場合は、身分を確認できるものを提示すること

第6条 借用料は無料。但し、貸出・返却に要する費用は貸出備品を使用する者（以下「使用者」という。）の負担とする。

第7条 貸出備品の授受については、使用者が県看護協会に来館し、直接行うこととする。

2 転貸、転借は認めない。

第8条 貸出備品の使用は県看護協会の事業を優先とする。また同一期間に複数の申込みがある場合は、貸出できない場合がある。

(使用上の注意)

第9条 使用者は貸出備品の使用にあたり、紛失又は棄損しないように細心の注意を払わなければならない。

2 使用者は、貸出備品を紛失、又は棄損した場合は、損害を弁償しなければならない。紛失や棄損などが生じた場合は、原則、借用時の状態に戻して返却すること。

第10条 使用者等が、貸出備品等により事故を起こした場合、県看護協会はその責めを負わない。

(返却について)

第11条 使用後は速やかに返却し、必要な手続きを行うこと。

第12条 返却日は厳守のこと。

第13条 子供用白衣、ナースキャップは、クリーニング後に返却すること

(規則の変更)

第14条 この規則は、必要時管理運営会議において審議、変更する事ができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日より施行する

この規則は、平成31年2月26日の管理運営会議にて一部改正を承認され施行する